

## 令和4年4月双葉町農業委員会定例総会会議録

1. 日 時 令和4年4月18日(火) 13時30分開会
2. 場 所 双葉町役場いわき事務所2階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮
4. 議事日程
  - 日程第1 議事録署名人の指名について
  - 日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について  
(12件)
  - 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 日程第4 議案第3号 非農地の現況確認証明申請について
5. 出席委員
  - 農業委員
    - 議席1 欠 員
    - 議席2 木幡 治 委員
    - 議席3 鵜沼 久江 委員
    - 議席4 林 和男 委員
    - 議席5 欠 席
    - 議席6 高木 幸恵 委員
    - 議席7 欠 席
    - 議席8 澤上 榮 委員
  - 農地利用最適化推進委員
    - 榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 高玉 正祐 委員 渡辺 浩美 委員
6. 職務のため会議に出席した者の氏名
  - 農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳
  - 農業振興課課長補佐兼農業振興係長(併任) 大和田 千歳
  - 専門員(併任) 大西 信治
7. 開会
  - 【相楽事務局長】
  - 定刻になりましたので、只今より双葉町農業委員会4月定例総会を開催いたします。澤上会長からごあいさつをお願いします。
8. 会長あいさつ
  - 新年度に入って何かとお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。農地利用最適化推進委員の皆さんにもご協力ありがとうございます。
  - 本日の総会でございますが、お手元の議案書のとおり、5条申請が12件、5条許可の変更申請が1件、現況確認申請が1件提出されておまして、かなりの厚さになっております。どうかスムーズな運営にご協力いただきますようお願いしまして、簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。
9. 議事
  - 【相楽事務局長】
  - 議事に入ります前に、高田委員、大橋委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしく申し上げます。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年4月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【相楽事務局長】

※資料2頁により、会務を報告。

【澤上会長】

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、お諮りをいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。議事録署名人は議長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には2番 木幡委員、6番 高木委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

資料3頁をご覧ください。議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和4年4月18日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

内容についてご説明します。資料4頁をご覧ください。本件は、東北電力ネットワーク株式会社が、中野地区復興産業拠点等の電力需要の拡大に対応するため、双葉町大字渋川字北迫の東北電力浪岡線6号鉄塔から、中野地区復興産業拠点の隣接地に建設予定の双葉変電所に至る送電線を新設する計画に関連する農地転用申請です。4頁の位置図のように、新たに鉄塔を16塔建設しますが、鉄塔そのものについては、農地法で電気事業者が送電用電気工作物等を整備する際は許可不要とされており、今回の転用申請は、鉄塔を建設するための作業ヤード、掘削土仮置場、倉庫、作業員のための休憩施設・トイレを設置するために、一時的に農地を転用するものです。鉄塔は全部で16塔ですが、作業ヤード等としての転用申請は、位置図に赤字で表記しております12か所になります。いずれも、東北電力ネットワーク株式会社が地権者から農地を借り受けて実施するもので、転用の期間は、許可日から令和5年6月末までで、作業終了後は原型復旧するとしています。

次に、各申請内容について、概要を説明いたします。

はじめに、鉄塔番号NO2について、資料7頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字鴻草字南北斗迫××、××××氏、許可を受けようとする土地は、双葉町大字鴻草字南北斗迫××、地目は田で、面積は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料14頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO3について、資料42頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字鴻草字山崎××、××××氏、双葉町大字鴻草字南北斗迫××、××××氏、双葉町大字鴻草字山崎××、××××氏、双葉町大字鴻草字北布田××、××××氏、双葉町大字鴻草字山崎

××、××××氏の5名。許可を受けようとする土地は、大字鴻草字南北斗廻××ほか6筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料49頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場2か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO4について、資料72頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字下羽鳥字台××、××××氏、双葉町大字鴻草字北布田××、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、大字鴻草字布田××ほか2筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料79頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場4か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO5について、資料98頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字鴻草字町××、××××氏、双葉町大字鴻草字町××、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、大字鴻草字川原田××ほか2筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料105頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場2か所、資材置場1か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO6について、資料122頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字鴻草字町××、××××氏、双葉町大字鴻草字東廻××、××××氏、双葉町大字鴻草字坂下××、××××氏、双葉町大字鴻草字西台××、××××氏の4名。許可を受けようとする土地は、大字鴻草字山廻××ほか3筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料129頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場2か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO8について、資料152頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字鴻草字東廻××、××××氏、双葉町大字鴻草字東廻××、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、双葉町大字鴻草字東廻××ほか2筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料159頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場4か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO11について、資料170頁をご覧ください。譲渡人は、埼玉県加須市川口××、××××氏、双葉町大字中田字大仏前××、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、大字中田字北芹川××及び××の2筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料177頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各2か所、掘削土砂仮置場2か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO12について、資料190頁をご覧ください。譲渡人は、埼玉県加須市川口××、××××氏、双葉町大字中田字川原田××、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、双葉町大字中田字川原田××ほか2筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料197頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場2か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO13について、資料212頁をご覧ください。譲渡人は、浪江町大字北幾世橋字羽場××、××××氏、双葉町大字長塚字三ノ宮××、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、大字長塚字三ノ宮××ほか7筆、地目は田又は畑で、面積の合計

は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料219頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場2か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO14について、資料236頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字長塚字観音堂××、××××氏、双葉町大字長塚字三ノ宮××、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、大字長塚字観音堂××及び××の2筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料243頁をご覧ください。工作物等としては、掘削土砂仮置場1か所の計××㎡です。

続きまして、鉄塔番号NO15について、資料255頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字中野字羽山前××、××××氏、双葉町大字中浜字西川原××、××××氏、双葉町大字中浜字西川原××、××××氏の3名。許可を受けようとする土地は、大字長塚字観音堂××ほか3筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料262頁のとおりです。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場2か所の計××㎡です。

最後に、鉄塔番号NO16について、資料277頁をご覧ください。譲渡人は、双葉町大字中野字館ノ内字××、××××氏、××××氏の2名。許可を受けようとする土地は、大字長塚字谷沢町××ほか3筆、地目は田で、面積の合計は××㎡です。土地利用計画及び周辺の状況ですが、資料284頁をご覧ください。工作物等としては、休憩所、倉庫、簡易トイレ各1か所、掘削土砂仮置場1か所の計××㎡です。

申請概要は以上となりますが、いずれの箇所も、土砂流出の恐れはないため防止措置は実施しない。農業用排水施設への支障もないことから、特段の措置は講じない。雨水については、浸透式となるため排水計画はないとしています。その他、申請地に係る農地が土地改良区の地区内にある場合は、土地改良区の意見書が添付されており、いずれも土地改良区として差支えない旨の意見となっています。また、鉄塔建設工事実施に係る道路法、森林法、法定外公共物管理に関する条例に基づく協議は並行して進めており、4月中に必要な申請を行うこととしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

**【澤上会長】**

本件に係る調査結果を調査委員である林和男委員から報告願います。

**【林委員】**

報告をさせていただきます。議案第2号の東北電力ネットワーク株式会社の鉄塔建設関連用地の農地転用申請につきまして、4月11日に事務局と現地を確認いたしました。NO2からNO8については、震災後手つかずの状態、申請地の特定に苦慮する箇所もありましたが、すべての箇所について、転用予定地と周辺の状況を確認いたしました。一時転用による周辺農地への影響はなく、また、事業終了後は原型復旧するということですので、転用について支障はないと判断します。

**【澤上会長】**

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【木幡委員】

資料7頁の転用面積の欄の「A㎡のうちB㎡」となっており、全体の面積（A㎡）より大きい面積（B㎡）を転用するような記述になっているが、これはどういうことか。

【相楽事務局長】

A㎡は登記簿の面積と一致しています。一方、B㎡は東北電力ネットワーク株式会社が実測した面積で、実際はB㎡を転用することから、こういう書き方になっています。

【澤上会長】

ブレハブや仮設トイレなどを運ぶ計画となっているが、運搬路は支障のない状況か。

【林委員】

進入路は鉄板を敷くなど養生して実施するという事なので、支障はないと思います。

【木幡委員】

建設工事は鉄塔番号の若い方からやっていくのか。また、同じ業者か。

【相楽事務局長】

工事の詳細な予定や業者が同じかどうかについては、確認していません。

【澤上会長】

その他、質疑・ご意見はありませんか。

（「なし」の声）

【澤上会長】

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

資料293頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画の変更申請があったので審議に付す。令和4年4月18日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

資料295頁をご覧ください。本件は、令和3年10月19日付け福島県指令相農林第××号で許可を受けた転用の変更申請です。本農業委員会では令和3年9月17日の総会で許可をしております。本件は、中川企画建設株式会社が、双葉町大字新山字下条××、畑、××㎡について、特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去及び除染等工事を実施するための作業用地として一時転用しているものですが、工事期間の延長により、一時転用の期間を令和4年5月31日から令和4年8月31日まで延長する変更申請です。土地の利用計画等の変更はありません。工事期間の延長については、資料302頁にありますように、発注者の福島地方環境

事務所と工期を7月29日まで延長することで協議済みですが、一時転用の期間としては、原型復旧に要する期間を勘案して、8月31日まで延長したいとしています。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号「非農地の現況確認証明申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

資料307頁をご覧ください。議案第3号「非農地の現況確認証明申請について」、現況が非農地である土地について、「農地法の適用を受けない土地である。」旨の現況確認証明の申請があったので審議に付す。令和4年4月18日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

資料309頁をご覧ください。本件は、双葉町大字上鳥羽字大道××、××××氏から農業委員会に対して、××××氏所有の大字寺沢字南迫××ほか8筆の土地について、現況が山林となっていることから、非農地（農地法の適用を受けない土地）であることの証明申請が提出されたものです。証明を求める理由は、地目変更登記をするためで、非農地化した経緯としては、当該地は桑園であったが、養蚕の廃業とともに廃止した。また、周囲が山林に囲まれ、かつ、山なりに造成した桑園であり、普通畑としての利用が不可能であったことから、耕作しなかったため山林になったというものです。

現況確認証明については、「福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領」により処理を行うこととされており、その土地が「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備は著しく困難な土地」については、農業委員及び事務局職員により現地調査を実施し、現況を確認したうえで、総会において証明の可否を決定するとされております。

現地確認の結果は、資料308頁のとおりです。林和男委員と事務局職員で4月11日に現況を確認したところ、現況は山林となっており、農地に復元することは困難な土地であると確認しております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を調査委員である林和男委員から報告願います。

【林委員】

報告をさせていただきます。議案第3号の××××氏から提出された現況確認証明申請につきましては、4月11日に事務局と現地を確認いたしました。大字寺沢字南畑の3筆と大字上鳥羽字大道の6筆について、公図や写真をもとに申請地を特定して確認をいたしましたが、いずれも森林の様相を呈しており、農地に復元することは極めて困難な状況であり、非農地の証明をすることは差し支えないと考えます。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【木幡委員】

本件のような現況確認証明については、今後も出てくる可能性がある。取扱いについて、県農業会議には確認はしているのか。

【相楽事務局長】

本件について県農業会議に確認したところ、現地確認を行ったうえで、総会において証明の可否を決定することで差し支えないとの見解を得ています。

【林委員】

現地を確認したところ、今回申請があった場所は、震災前のかかなり以前から植林をして山林になっており、単に放置していた場所とは異なり、農地に復元することは難しいと思います。

【澤上会長】

その他、質疑・ご意見はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

これで質疑を終わります。議案第3号の非農地の現況確認証明申請については、以前から植林をして山林になっており、農地に復元することは困難な状況であること、また、農業会議においても農業委員会で判断して差し支えないとのことでもありますことから、申請のとおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第3号の非農地の現況確認証明申請については、申請のとおり証明することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

(14時35分 終了)

引き続き、下記事項について協議

- (1) 令和4年5月定例総会の開催及び日程について
- (2) 地区担当委員について

引き続き、下記事項について報告

- (1) 工事完了報告について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会.....長.....澤上 榮.....⑩

議事録署名人.....木幡.....治.....⑩

議事録署名人.....高木 幸恵.....⑩